

鹿嶋市告示第171号

令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月22日

鹿嶋市長 田 口 伸



令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、鹿嶋市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に未使用の蓄電システム（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、令和7年4月1日から令和8年3月13日までに補助対象設備を設置し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する当該地に住所を有すること（第11条の実績報告書を提出するまでに、当該地に住所を有することとなる場合を含む。）。
- (2) 自ら居住し、若しくは居住を予定している住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (3) 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者の同意を得ていること。
- (4) 本人（第3号に規定する場合にあっては、本人及び当該住宅の所有者又は全ての共有者）の市税等に未納がないこと。
- (5) 本人（第3号に規定する場合にあっては、本人及び当該住宅の所有者又は全ての共有者）又は本人と同一世帯に属する者のいずれかが過去10年以内に茨城県又は鹿嶋市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 本人又は居住する者が茨城県の実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

2 前項第4号の市税等は、市税及び国民健康保険税とする。

(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一戸の住宅に1回に限り交付する。ただし、集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備の設置については、一戸につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年6月2日から令和7年6月30日までに交付申請しなければならない。

2 市長は、補助金の交付申請の見込額の合計が予算の額を超過した場合は、抽選を行うものとし、抽選結果は市ホームページに掲載するものとする。

3 前項で見込額の合計が予算額を達しない場合は、予算額に達するまで申請受付期間を延長し、以降は先着順とする。

(申請書の様式等)

第6条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）

(4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し

(5) 補助対象設備の設置予定箇所及び設置予定住所の案内図

(6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

(7) 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類の写し

(8) 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付しないことを決定したときは補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更の申請)

第9条 規則第12条第1項の補助事業計画変更申請書は、様式第4号とする。

2 市長は、規則第12条第1項の承認をしたときは、補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10条 規則第12条第2項の補助事業中止(廃止)届出書は、様式第6号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日(補助金の交付の決定を受けた時点で既に補助事業を完了していた場合にあっては、交付が決定した日)から起算して30日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 補助対象設備の保証書の写し

(3) 補助対象設備の設置状況・品名及び型番が確認できる写真

(4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し

(申請書提出時から変更があった場合のみ)

(5) 第5条の規定による申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有さなかった場合は、住民票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、必要に応じて現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金額の確定の通知を受けた者は、当該通知を受けた後、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第16条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、取得し、又は効用の増加した財産について、設置の完了後においても適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、財産を処分することにより収入があったときは、市長は、その収入の全部又は一部を返還させることができる。

(協力の義務)

第18条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月2日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
蓄電システム	令和6年度又は令和7年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもので、次の機能を備えているもの ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・蓄電池部から供給される電力が当該住宅等にて使用されるものであること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	5万円

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付申請書

令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 設置場所	鹿嶋市
2 住宅の所有者氏名	
3 補助対象設備の種類	蓄電システム
4 補助金交付申請額	金 円
5 工事着工予定日	年 月 日
6 工事完了予定日	年 月 日
7 補助対象設備を設置する建物等の種別 (いずれかに○)	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅（建売住宅等）を取得する。 3 住宅の新築に合わせて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合、入居予定日： 年 月)
私は、環境政策課が補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から市税等の納付状況に関する情報の提供を受けることに同意します。	
申請（代表）者 氏名 (署名又は記名押印) (生年月日 年 月 日)	
共有等の有無 なし ・ <u>あり</u> (共有者を下記へ記載) 氏名及び生年月日 ・ ・	

※ 情報提供に同意しない場合は、申請日に発行した納税証明書（市税等に未納がないこと。）を添付してください。

※ 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、全ての者について同意を記載（別紙可）するか、上記の納税証明書のいずれかを添付してください。

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金は、下記のとおり交付を決定したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第7条の規定により通知します。

記

1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件等

- (1) 申請者は、令和8年3月13日までに補助事業を完了し、かつ、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。ただし、本決定通知を受けた時点で既に補助事業を完了していた場合は、本通知日を起算日とします。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を行ってください。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません（市長の承認を得た場合を除く）。
なお、処分等により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (4) この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められることがあります。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付申請については、下記の理由で却下したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 却下理由
- 3 特記事項

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助事業計画変更申請書

年 月 日付けで申請した令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業計画を変更したいので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認を得たく申請します。

記

1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 補助金の申請金額の変更等

変更後の申請金額	(A)	金	円
変更前の申請金額	(B)	金	円
増減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 事業計画変更の予定年月日

6 付記事項

※ 事業計画変更の内容について、申請時の内容のどこをどのように変更したいか、具体的に記入するとともに、交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること。

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和7年度鹿嶋市
市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 補助金の申請金額の変更等

変更後の申請金額	(A)	金	円
変更前の申請金額	(B)	金	円
増減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

年 月 日

鹿嶋市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日付けで申請した令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を得たく届け出ます。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業中止（廃止）の予定年月日
- 4 付記事項

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで届け出のあった令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業の中止（廃止），について届け出のとおり承認したので，令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 既交付決定通知額 金 円
- 3 補助金等の取消理由

年 月 日

鹿嶋市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る補助事業が完了したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
 - (2) 補助対象設備の保証書の写し
 - (3) 補助対象設備の設置状況・品名及び型番が確認できる写真
 - (4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されていることを確認できる書類の写し
(申請書提出時から変更があった場合のみ)
 - (5) 第5条の規定による申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有しなかった場合は、住民票の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金は、下記のとおり交付額を確定したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 交付決定額 金 円

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 請求額 金 円

3 振込先

金融機関名							
支店名							
店番							
口座種別	普通・当座			(いずれかに○をつけてください。)			
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

※ 振込先の記入に当たっては、通帳等を確認の上、正確に記入してください。

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和7年度鹿嶋市
市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記のとおりその全部（一
部）を取り消したので、令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助
金要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和7年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 取り消した補助金の額 金 円
- 3 取消し後の補助金額 金 円
- 4 取消内容とその理由